

豪雪地帯対策における施策の実施状況等

令和7年2月

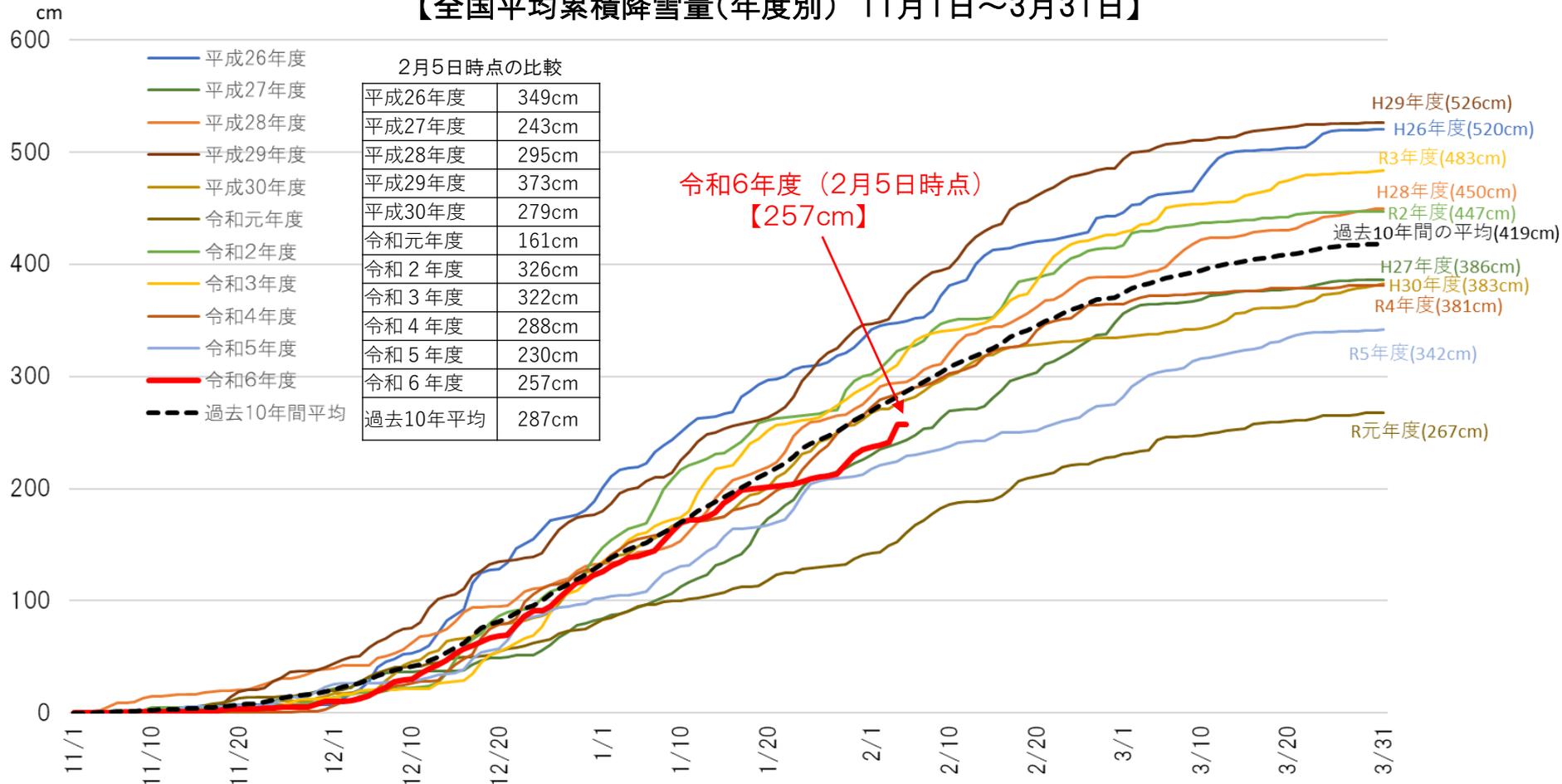
国土交通省 国土政策局

- (1) 今冬の雪の状況等について
- (2) 豪雪地帯の現状
- (3) 豪雪地帯対策特別措置法
- (4) 主な施策の実施状況等
 - ① 雪対策等に係る主な支援措置
 - ② 幹線道路の交通確保
 - ③ 除排雪の担い手（建設業等）の確保
 - ④ 雪に強い居住環境の形成
 - ⑤ 共助による除排雪体制の整備
 - ⑥ 克雪に関する技術の開発及び普及
 - ⑦ 親雪及び利雪による個性豊かな地域づくり

(1) 今冬の雪の状況等について ①今冬の降雪状況 (豪雪地帯)

- 令和6年度(2月5日時点)の豪雪地帯全体における降雪量について、豪雪地帯にある積雪観測地点(259箇所)の過去10年間の平均累積降雪量と比較すると、概ね平年並みの降雪量となっている。

【全国平均累積降雪量(年度別) 11月1日~3月31日】



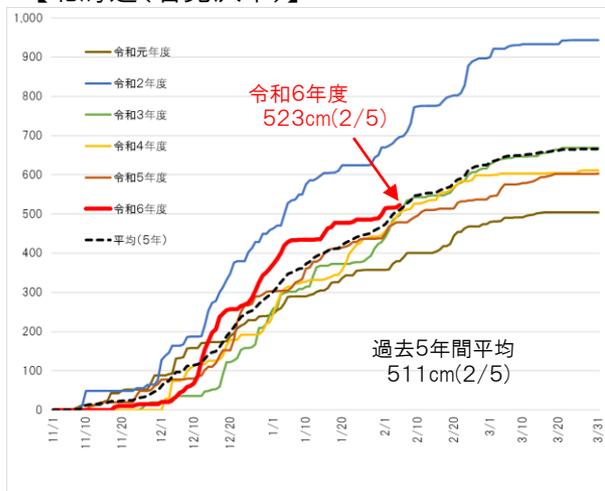
(備考) 1 気象庁公表データより作成
 2 豪雪地帯にある気象庁の観測点(259箇所)の日降雪量の合計を箇所数で除した値の累計

(1) 今冬の雪の状況等について ①今冬の降雪状況（豪雪地帯：地域別）

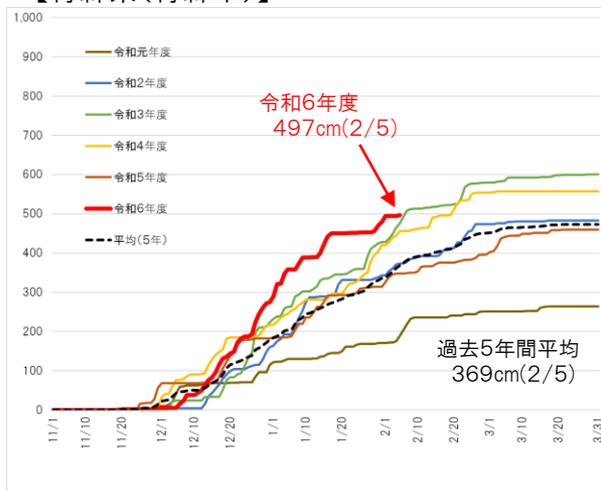
- 令和6年度（2月5日現在）の豪雪地帯全体の降雪量は平年並みである一方、局所的には豪雪に見舞われており、特に青森県（青森市）では例年を上回る記録的な降雪となっている。

【平均累積降雪量(年度別) 11月1日～3月31日】

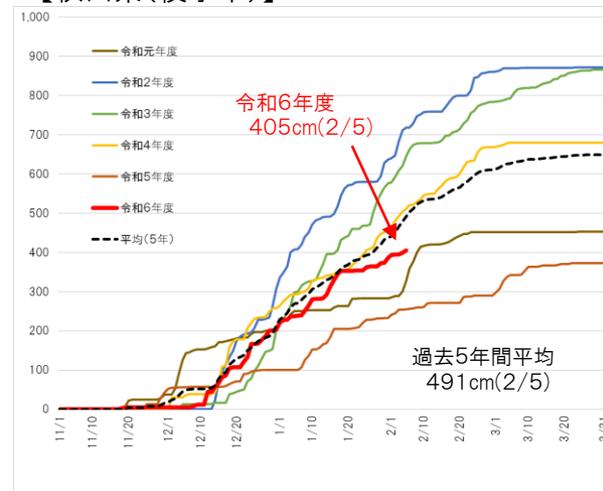
【北海道(岩見沢市)】



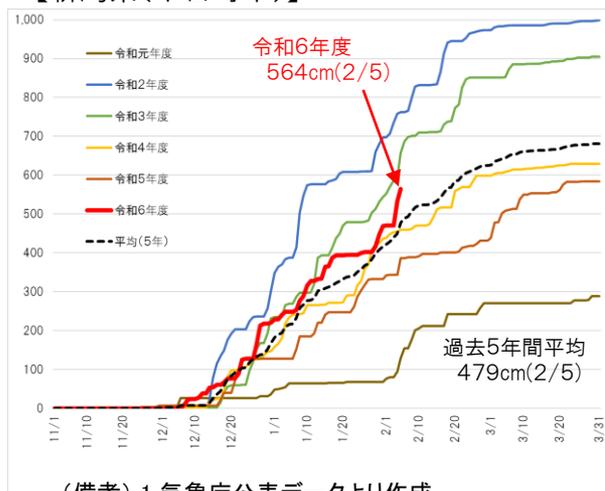
【青森県(青森市)】



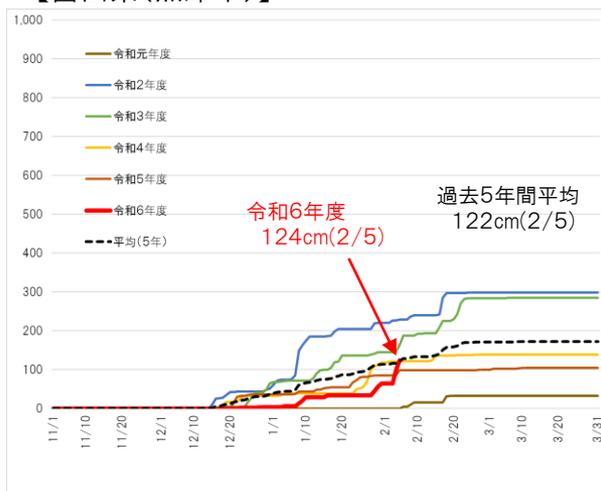
【秋田県(横手市)】



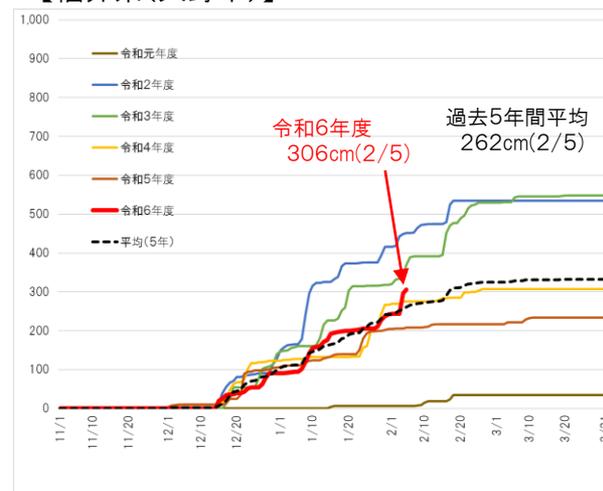
【新潟県(十日町市)】



【富山県(魚津市)】



【福井県(大野市)】



(備考) 1 気象庁公表データより作成
2 豪雪地帯にある気象庁の観測点の日降雪量の累計

(1) 今冬の雪の状況等について ②除雪作業中の事故による人的被害

- 令和6年度冬期の除雪作業中の死者数は令和7年2月5日時点で34人となっている。
- このうち65歳以上の高齢者は約9割を占めている。
- また、死亡原因の多くは屋根からの転落や落雪によるもので死者数26人と全体の約8割となっている。

【年末年始からの除雪中の事故における死者の内訳】(令和6年11月1日～令和7年2月5日) (人)

死亡状況	65歳未満	65歳以上	合計
屋根から転落による事故	2	15	17
屋根からの落雪による事故	3	6	9
除雪機による事故	0	1	1
水路への転落事故	0	3	3
その他(原因不明等)	0	4	4
合計	5	29	34

※国交省調べ

【都道府県別内訳】 (人)

都道府県名	65歳未満	65歳以上	合計
北海道	2	9	11
青森県	2	7	9
秋田県		1	1
山形県		1	1
福島県	1	2	3
富山県		3	3
新潟県		6	6
合計	5	29	34

(参考)前年の雪害による死者の内訳

【令和6年冬における死者の内訳】 (～令和6年4月30日) (人)

死亡状況	65歳未満	65歳以上	合計
雪崩による死者	0	0	0
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	1	18	19
落雪による死者	1	2	3
倒壊した家屋の下敷きによる死者	0	0	0
その他	0	0	0
合計	2	20	22

※消防庁公表資料より

(1) 今冬の雪の状況等について ③その他の被害

- 除雪作業中の事故による人的被害のほかにも、大雪による住家等の屋根崩落被害や通行障害による交通事故、救急搬送の遅れなどの被害が発生している。

1. 雪による住家等の屋根崩落被害

著作権の都合により公開できません。

2. 雪による歩道通行障害で交通事故発生

著作権の都合により公開できません。

3. 雪による通行障害で救急搬送が遅延

著作権の都合により公開できません。

(1) 今冬の雪の状況等について ④年末年始の降雪による青森市の状況

- 青森県青森市では、年末年始の大雪により、最大積雪深は一時139cmとなり、累計降雪量は平年を大きく上回る381cmに達したほか、1月10日時点で、除排雪経費の執行率が120%を超える状況。
- これに伴い、除排雪に要する経費も例年以上に必要となっている。

除排雪対策経費の状況について（青森県青森市）

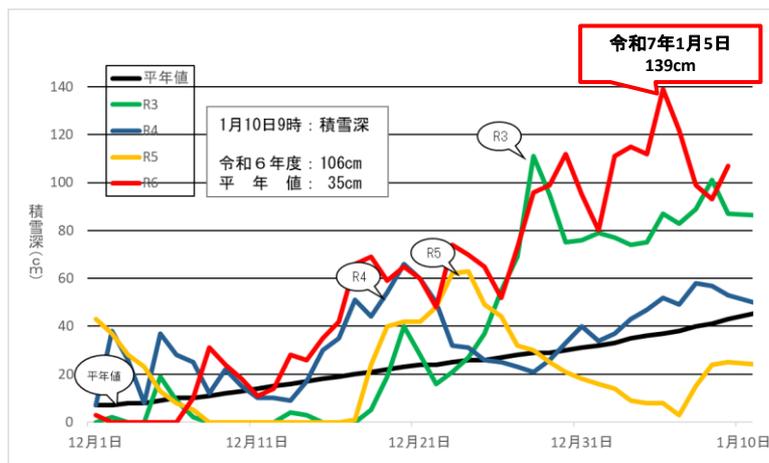
○除排雪対策に要する経費の状況

	執行額(百万円)	執行率(%)	最大積雪深(cm)	最新累計降雪量(cm)
令和7年1月10日時点	4,094	127.82%	139	381
(参考) 令和5年12月末時点	2,418	75.97%	64	183



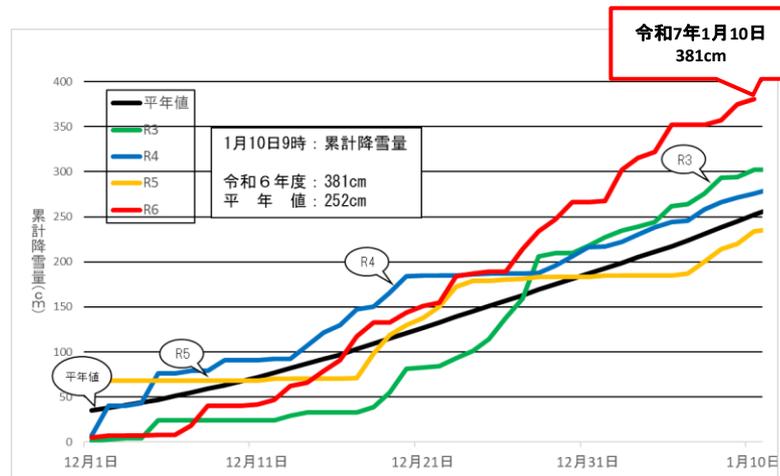
道路除雪の様子(青森県青森市)

○令和6年度積雪深



(出典：青森地方気象台より)

○令和6年度累計降雪量



(出典：青森地方気象台より)

(1) 今冬の雪の状況等について ⑤年末年始の降雪の主な対応策について

1. 豪雪地帯対策に関する連絡調整会議の開催

◆1月7日に国土交通省と青森県が青森県豪雪対策に関する連絡調整会議を開催し以下を申し合わせ。

1. 国（東北地方整備局）の除雪資機材について、市町村への支援を随時強化する。

<対応状況>

小型除雪機29台を貸与中

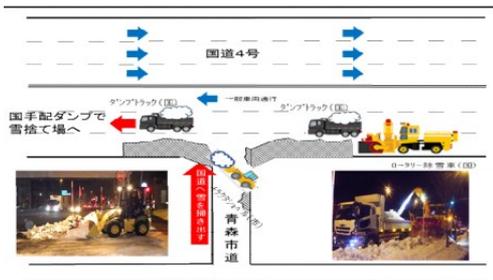
2. 国・県・市町村が連携し、特に市町村の除排雪が迅速に進むよう支援を行う。

<対応状況>

○国からの支援

市道等の雪を国道に掃き出し、国が手配したダンプトラックで運搬排雪を実施。1月11日：青森県青森市で実施。

【連携除雪イメージ】



○県からの支援

雪の影響の少ない青森県内他地域から除排雪が滞っている市町村への除排雪資機材等の派遣

・令和7年1月7日：青森県むつ市から青森県黒石市へ排雪用ダンプトラックを派遣

・令和7年1月14日：青森県むつ市から青森県青森市へ排雪用ダンプトラックを派遣

3. 今後の降雪や除雪状況を踏まえ、関係者間での情報共有体制を強化する。

2. 災害救助法の適用

適用日： 令和7年1月4日

※災害救助法施行令第1条第1項第4号の適用

適用市町村：青森県10市町村

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市
藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町

実施内容：屋根雪の除雪（障害物の除去）等

※屋根雪の除雪（障害物の除去）について、
放置すれば住家の倒壊等により、多数の者の生命又は
身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、
自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができ
ない者に対して屋根雪の除去を実施。

3. 今冬の大雪等に係る特別交付税の繰上げ交付

◆地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、
3月に交付すべき特別交付税の一部を1月に繰り
上げて交付することを決定。（令和7年1月21日）

○繰上げ交付対象団体：41市66町17村(計124団体)

・災害救助法適用団体

・積雪積算値が1,000 cm・day超、かつ、
前年度比1.5倍以上又は平年度比1.28倍以上の団体

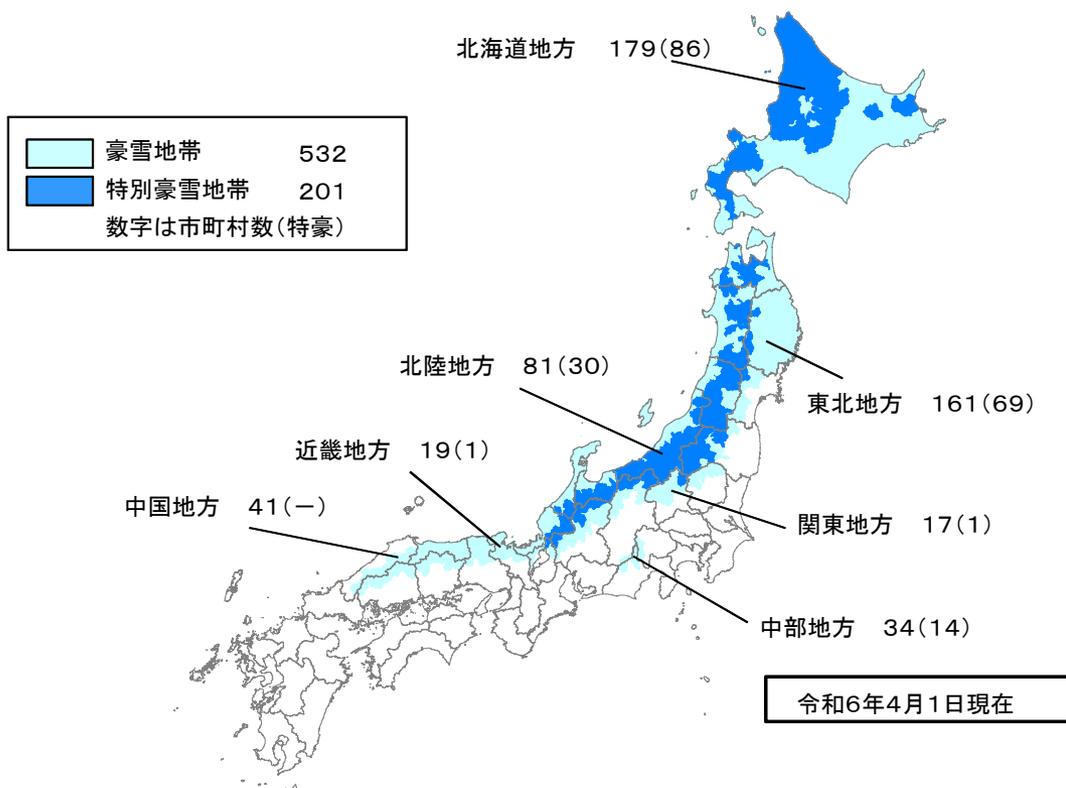
○繰上げ交付額：166億円

・特別交付税3月交付額の過去5ヶ年平均額を基礎として
その3割を交付。

(2) 豪雪地帯の現状 ①指定地域

- 豪雪地帯として532市町村、特別豪雪地帯として201市町村が指定されている。
- 豪雪地帯の面積は全国の51%、特別豪雪地帯の面積は全国の20%を占める。
- 豪雪地帯の人口は全国の15%、特別豪雪地帯の人口は全国の2%を占める。

【豪雪地帯の指定地域図】



【豪雪地帯の人口・面積・市町村数の対全国比】

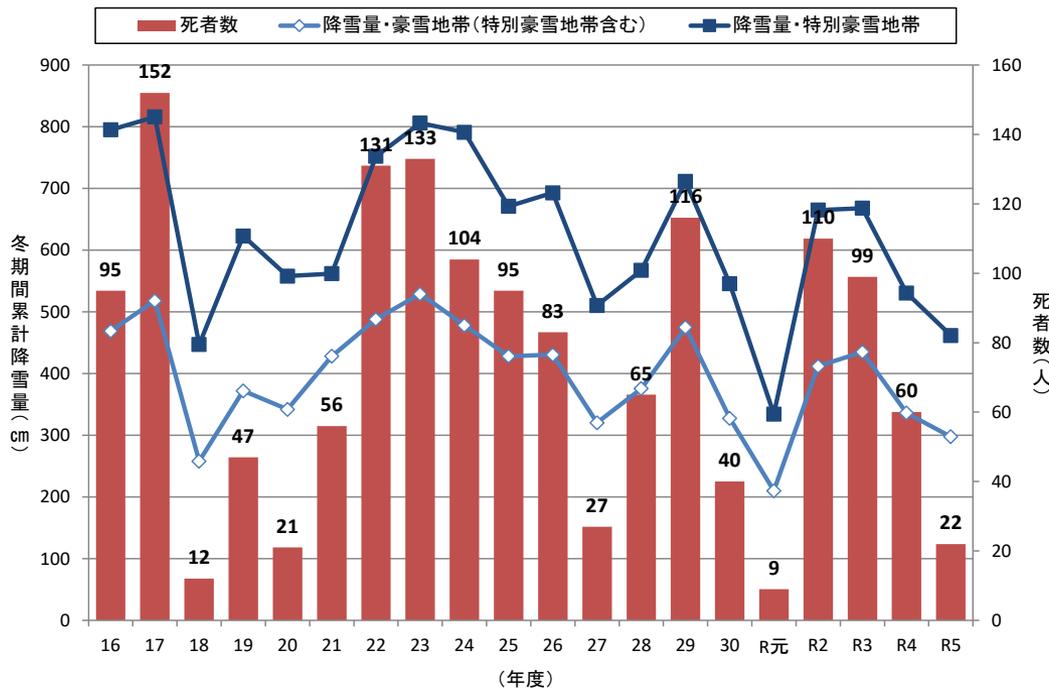
区分	全国	豪雪地帯 〔特別豪雪地帯を含む〕 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
市町村数	1,719	532 (30.9)	201 (11.7)
面積(km ²)	377,975	191,990 (50.8)	74,899 (19.8)
人口 (千人)	126,146	18,248 (14.5)	2,793 (2.2)

(備考) 1 市町村数は令和6年4月1日現在。特別区である東京23区は1市としてカウントしている。
 2 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(令和元年10月1日時点)より作成。
 3 人口は令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)による。
 (指定区域外の人口が大きな一部指定豪雪地帯である仙台市、郡山市、静岡市、大津市は豪雪地帯に含めていない。)

(2) 豪雪地帯の現状 ②雪害による人的被害の推移

- 令和5年度の冬期は降雪量が少ないにもかかわらず雪害による死者数は22人となっている。
- 近年、雪害による死者数は増加傾向にあり、風水害などの自然災害に比べても大きく増加。

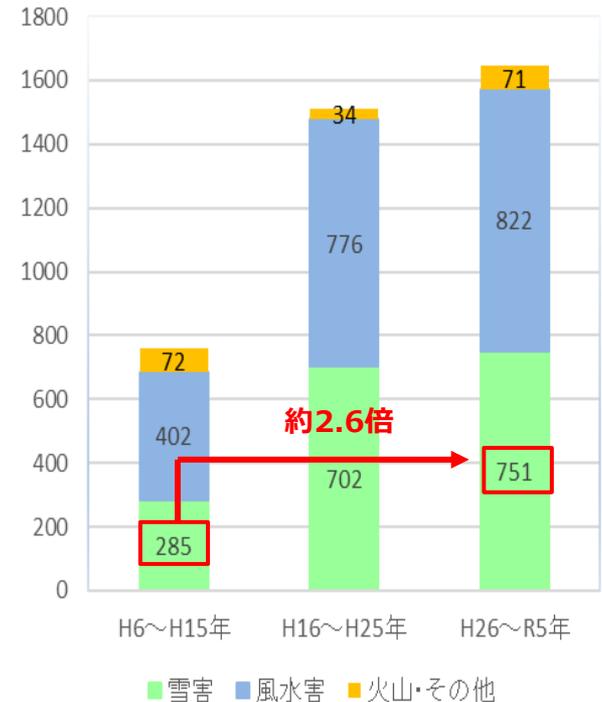
【雪害による死者数の推移(冬期間累計降雪量との比較)】



(備考)

- 1 死者数・被害状況：消防庁公表資料より作成。
- 2 冬期間累計降雪量：
 - 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」(令和5年度は速報値)
 - 豪雪地帯(特別豪雪地帯を含む)、特別豪雪地帯のそれぞれの市町村の降雪量の単純平均値。
 - 観測データは各市町村の市役所・役場の最寄りの観測所の観測結果。市町村内に観測所がないところは隣接市町村の値で代替。

【雪害と風水害などの自然災害による死者数の推移】



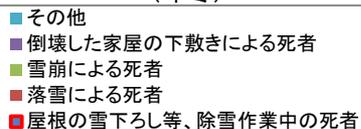
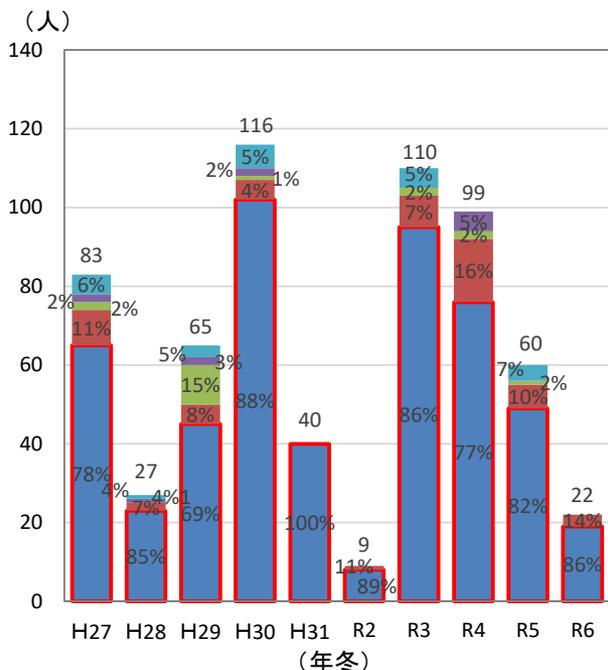
(備考)

- 1 消防庁データ(暦年)に基づき全国積雪寒冷地帯振興協議会作成
- 2 自然災害のうち、単年での変動が大きい地震・津波による死者数は除いて集計

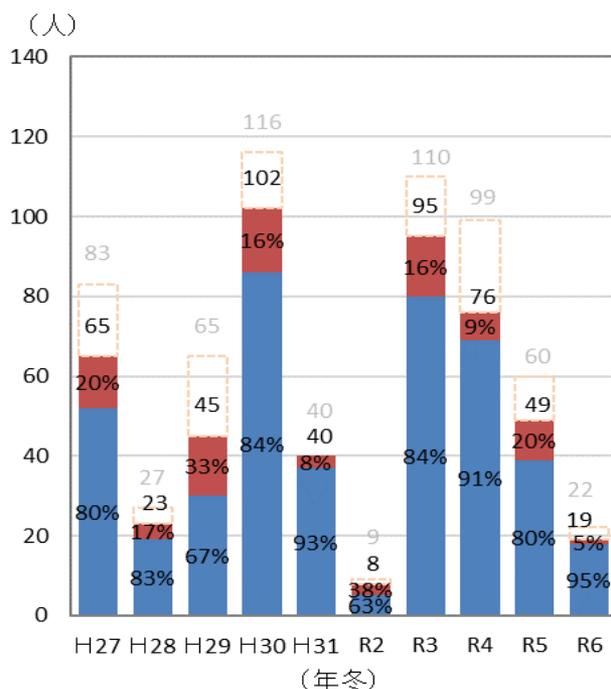
(2) 豪雪地帯の現状 ③直近10年間の雪による人的被害の状況

- 雪害による死亡事故の約9割は除雪作業中に発生。
- 除雪作業中に亡くなられた方の約9割が65歳以上の高齢者となっている。
- 除雪作業中の死亡事故種別を見ると、屋根からの転落や落雪による死亡事故が多く発生。

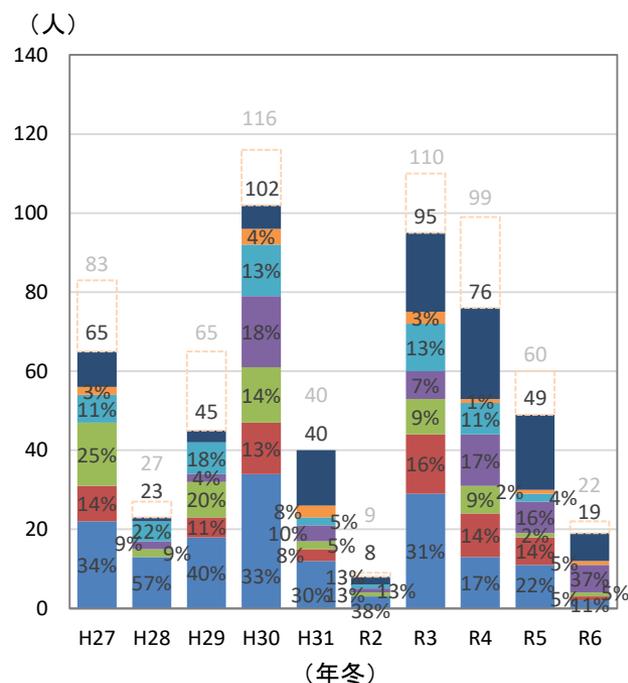
【雪害による死亡状況】



【除雪作業中の死者の年齢】



【除雪作業中の死亡事故種別】



(死亡事故種別)

- ・屋根転落: 屋根からの転落による事故
- ・発症: 除雪中の心疾患、脳疾患などの発症
- ・不明・その他: 事故種別が不明なもの、上記に分類できないもの
- ・屋根落雪: 屋根からの落雪による事故
- ・除雪機: 除雪機による事故(水路転落含む)
- ・水路転落: 水路、側溝、池への転落事故(除雪機の水路転落は除く)
- ・はしご転落: はしごからの転落による事故

(備考) 死亡状況・年齢: 消防庁公表資料「今冬の雪による被害状況等」、死亡事故種別: 「豪雪地帯基礎調査」により集計 (令和6年冬期は速報値)。

(3) 豪雪地帯対策特別措置法 ①豪雪地帯対策特別措置法の概要

○豪雪地帯対策特別措置法の概要

(1) 経緯

昭和37年に議員立法により制定。

昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置(10年間)を創設。以降10年毎に特例措置の期限を延長。

直近の改正は令和4年3月。

(2) 目的

豪雪地帯が人口減少、高齢化の進展等に加え気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることを踏まえ、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること。

(3) 内容

①「豪雪地帯」・「特別豪雪地帯」の指定

ア) 豪雪地帯:「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」について、国土交通大臣・総務大臣・農林水産大臣が指定。

イ) 特別豪雪地帯:「豪雪地帯」のうち、「積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車交通の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域」について、三大臣が指定。

② 豪雪地帯対策基本計画(閣議決定)

ア) 国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を決定。

イ) 豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を策定。

(任意。24道府県中、13道府県が策定)

ウ) 基本計画の実施・達成のための国の財政上の措置、資金の確保(融資等)

③「豪雪地帯」に対する措置

国の講ずべき措置

除排雪体制の整備や安全確保の取組を行う地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置

国及び地方公共団体の講ずべき措置

命綱固定アンカーの設置の促進等への配慮、克雪技術の開発・普及への配慮、

幹線道路の交通確保のための除排雪体制の整備その他の必要な措置 等

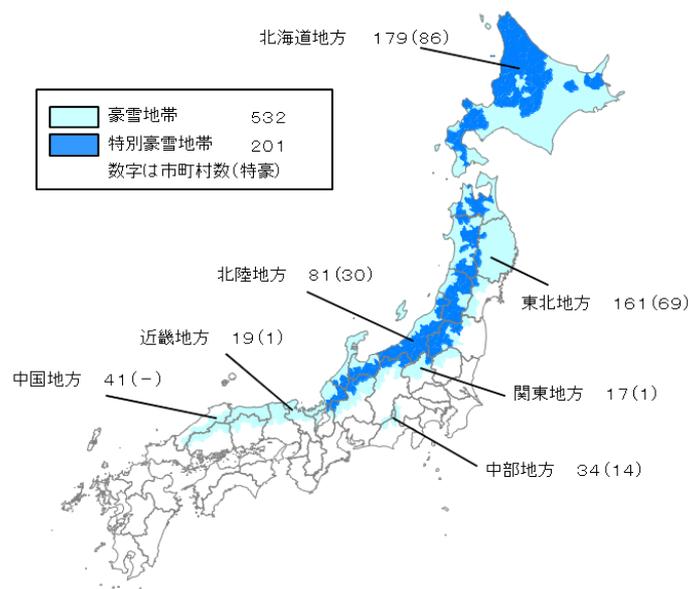
④「特別豪雪地帯」に対する措置

10年間(令和14年3月末まで)の特例措置

・基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行(第14条)

・公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

【豪雪地帯の指定地域】



区分	全国	豪雪地帯 〔特別豪雪地帯を含む〕 (対全国比%)	うち特別豪雪地帯 (対全国比%)
市町村数	1,719	532 (30.9)	201 (11.7)
面積(km ²)	377,975	191,990 (50.8)	74,899 (19.8)
人口(千人)	126,146	18,248 (14.5)	2,793 (2.2)

【豪雪地帯の人口・面積・市町村数の対全国比】

(3) 豪雪地帯対策特別措置法 ②豪雪地帯対策特別措置法の変遷 (平成4年以降)

直近の令和4年3月の豪雪地帯対策特別措置法の一部改正では、特例措置の10年毎の期限延長に加えて、基本理念の創設等のほか、国・地方公共団体の講ずべき措置に関する4点の規定が追加された。



【総則的規定の整備】

- ・道府県計画の策定
- ・住民の責務

- ・基本理念の創設

【基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し】

- ・地方債についての配慮
- ・資金の確保等
- ・助言及び調査

- ・豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進

【国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加】

- ・克雪住宅の普及促進
- ・快適で魅力ある地域社会の形成
- ・豪雪地帯に適した産業の育成等

- ・総合的な雪情報システムの構築

- ・除排雪の体制の整備
- ・空き家に係る除排雪の管理の確保
- ・雪冷熱エネルギーの活用促進

- ・幹線道路の交通の確保
- ・命綱固定アンカーの設置の促進等
- ・地域における除排雪の安全確保等 (地方公共団体に対する交付金の交付)
- ・克雪に関する技術の開発及び普及

【特別豪雪地帯における特例措置】

S46に創設

10年毎に期限の延長

これまでの計画の構成

- 1 基本計画の目的
- 2 基本計画の性格
- 3 基本計画の重点
 - (1)交通、通信の確保
 - (2)農林業等地域産業の振興
 - (3)生活環境施設等の整備
 - (4)国土保全施設の整備及び環境保全
 - (5)雪氷に関する調査研究の総合的な推進
- 4 基本計画の内容
- 5 基本計画の推進

計画見直しの背景

- 令和4年3月
豪雪地帯対策特別措置法改正
- 同改正法に対する附帯決議
- 近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応
 - ・人口減少・高齢化の進行
 - ・年毎の降雪量の変化、集中降雪の増加等の降雪の態様の変化
 - ・除排雪の担い手不足の危機的な状況等

変更の主なポイント

積雪による条件不利性がもたらす課題を克服し、豪雪地帯の魅力を生かした地域振興を推進

「基本理念」の創設

- 国土強靱化を踏まえた克雪対策の充実
雪に強く安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現
- 親雪・利雪の推進
雪国の自然的特性、固有の文化を生かした取組を推進
- 地域の特性を尊重
地方公共団体や地域住民の意見を施策に反映
- 豪雪地帯の理解促進
平時より全国に幅広く豪雪地帯の状況を周知



重点に「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」を新設

- 冬期交通確保のための除排雪事業者の確保
 - ・建設業の担い手確保
 - ・除雪機械の更新への配慮
 - ・適切な経費の計上
- 共助除排雪体制の整備
 - ・除排雪の体制整備と安全の確保
 - ・交付金の交付その他の措置



重点に「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」を新設

- 親雪を通じた文化育成及び交流促進
 - ・雪国文化の形成、景観の創造・保全
 - ・雪国の特性を生かした交流の展開
- 利雪を通じた地域の振興
 - ・雪冷熱エネルギーの利活用
 - ・雪の多様な利活用



(4) 主な施策の実施状況等 ①雪対策等に係る主な支援措置

	自治体に対する支援対象事業	予算措置
<p>道路の雪対策</p>	<p>■ 自治体が管理する道路※の雪対策に係る事業 〔雪寒法の規定に基づき国が指定した道路に限る〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路除雪 補助率：2 / 3 ○ 防雪施設の整備 補助率：6 / 10 (スノーシェットの整備、雪崩予防柵の設置 等) ○ 凍雪害対策 補助率：6 / 10 (流雪溝の整備 等) ○ 除雪車等の機械整備 補助率：2 / 3 (自治体が所有する除雪機械の更新 等) <p>■ 自治体へ小形除雪車等の無償貸与</p>	<p>■ 道路除雪費補助 対象：道府県の道路除雪 ・ R6当初：約 131億円</p> <p>■ 防災・安全交付金 対象：道府県・市町村の雪対策事業 ・ R6当初：約 8,707億円の内数 ・ R6補正：約 3,506億円の内数</p> <p>● 特に降雪量が多い場合は、上記の他に臨時特例措置（補助率1/2）により支援。</p>
<p>住宅の雪対策</p>	<p>■ 雪国の居住環境の形成のために行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 克雪住宅や命綱固定アンカー等の整備 補助率：1 / 2 「地域住宅計画に基づく事業」の提案事業 「住環境整備事業」等の効果促進事業 ○ 積雪による倒壊を防ぐための空き家の除却 補助率：2 / 5 (特定空き家等の除却 等) (代執行等の場合は1/2) 	<p>■ 社会資本整備総合交付金 ・ R6当初：約 5,065億円の内数 ・ R6補正：約 612億円の内数</p> <p>■ 空き家対策総合支援事業 ・ R6当初：約 59億円</p>
<p>民地の雪対策</p>	<p>■ 民地の除排雪作業中の事故防止のために行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域安全克雪方針の策定 補助率：10 / 10 (地域ぐるみで行う将来の除排雪体制整備に係る方針の策定) ○ 地域の除排雪体制の整備 補助率：1 / 2 (共助組織の立ち上げ、小型除雪機等の資機材の購入、安全講習会の開催等) 	<p>■ 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金 (R3創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R6当初：約 0.8億円 ・ R6補正：約 1.0億円



道路除雪の状況



小形除雪車による道路除雪

(4) 主な施策の実施状況等 ①雪対策等に係る主な支援措置

特別交付税の交付（総務省）

○特別交付税は、普通交付税を補完するもので、災害等の特別の財政需要を考慮して交付。

【除排雪経費】

- ・ 除排雪に要する経費
- ・ 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費

報道資料



令和6年3月22日

令和5年度特別交付税交付額の決定

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第15条の規定に基づき、令和5年度特別交付税の3月交付額として8,414億円を交付することとしました。この結果、令和5年度特別交付税交付額は1兆1,322億円（対前年度比+1.7%）となります。

1 交付額

（単位：億円、%）

区分	令和4年度		令和5年度		伸率 A/B
	3月交付額	交付総額 A	3月交付額	交付総額 B	
道府県分	920	1,587	1,070	1,694	+6.8
市町村分	7,259	9,545	7,345	9,628	+0.9
大都市	271	423	270	437	+3.3
都市	5,146	6,575	5,223	6,666	+1.4
町村	1,842	2,547	1,852	2,525	▲0.8
合計	8,179	11,131	8,414	11,322	+1.7

- (注) 1 端数処理により、合計と内訳は一致しない場合がある。
2 3月交付額は、令和6年能登半島地震に係る繰上げ交付額を含む。

2 交付総額における主な算定項目

（ ）内は令和4年度数値

(1) 災害関連経費	920億円 (571億円)
(2) 除排雪経費	439億円 (654億円)
(3) 原油価格高騰対策	62億円 (104億円)
(4) 地域医療の確保（公立病院等）	1,007億円 (1,079億円)
(5) 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援等）	779億円 (737億円)
(6) 公営企業の経営基盤強化	339億円 (323億円)
(7) 地域おこし協力隊	280億円 (243億円)
(8) 文化財保存	213億円 (202億円)
(9) 消防・救急	204億円 (203億円)
(10) 防災・減災対策	175億円 (161億円)
(11) 農林水産被害対策（有害鳥獣対策等）	168億円 (160億円)
(12) 豚熱対策	22億円 (16億円)
(13) 鳥インフルエンザ対策	8億円 (60億円)

凍上災に対する災害復旧事業への支援

○国土交通省は、10年確率で発生する「異常な低温」により舗装が損傷する凍上災害に対して、災害復旧事業「凍上災」として自治体を支援。

【凍上災（とうじょうさい）】

- ・ 異常な低温により、道路の路盤に霜柱が発生し地面が隆起するといった凍上現象により、道路舗装にひび割れが発生する被害。



(4) 主な施策の実施状況等 ②幹線道路の交通確保

①冬期道路交通確保対策について

- ・大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ（令和3年3月改定）を踏まえ、冬期道路交通の確保対策を推進している。

【冬期道路交通確保対策について】（国土交通省）

大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換

短期間の集中的な大雪時は、「自らが管理する道路を出来るだけ通行止めにしないこと」や道路ネットワーク全体として大規模滞留の抑制と通行止め時間の最小化を図る「道路ネットワーク機能への影響を最小化」を目標として対応



「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応

大雪時の道路交通確保に向けた取組の強化

（ソフト的対応）

- 短期間の集中的な大雪時の行動変容
- 短期間の集中的な大雪時の計画的・予防的な通行規制・集中除雪の実施
- 立ち往生が発生した場合の迅速な対応
- タイムライン（段階的な行動計画）の作成
- 除雪体制の強化
- 除雪作業を担う地域建設業の確保
- 除雪作業への協力体制の構築
- チェーン等の装着の徹底

（ハード的対応）

- 基幹的な道路ネットワークの強化
- スポット対策、車両待機スペースの確保

（社会全体の取組、効率的・効果的な対策に向けて）

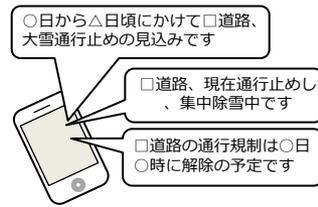
- 短期間の集中的な大雪時の行動変容（利用抑制・迂回）
- 冬道を走行する際の備え
- 関係機関の連携強化
- 情報収集・提供の工夫
- 新技術の積極的な活用

(4) 主な施策の実施状況等 ②幹線道路の交通確保

②多様な媒体の活用や業界団体等を通じて注意喚起・呼びかけの強化

- 平常時から段階に応じて様々な媒体を通して、社会全体に対して注意喚起を強化
- 関係機関と連携して取組み、運送事業者、荷主事業者などの関係機関へ速やかな周知

■段階に応じ様々な媒体で注意喚起

	【冬期】平時 (狙い: 過去教訓の共有、理解醸成)	切迫時 (狙い: 出控え、広域迂回、日程変更を促す)	通行止め・通行再開 (狙い: 通行止め状況・開通見通しを共有)	
社会全体	<p>路側看板</p>  <p>ポスター掲示 (降雪期前、～11月末)</p> 	<p>緊急発表・会見</p>  <p>【テレビ】</p> 	<p>SNS: 繰返し状況発信</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○日から△日頃にかけて□道路、大雪通行止めの見込みです □道路、現在通行止めし、集中除雪中です □道路の通行規制は○日○時に解除の予定です 	 
運送事業者・荷主	<p>動画広報</p>  <p>大雪予想時 不要不急の外出は控えて!</p>  <p>(降雪期、12月～)</p>	<p>通行止め予測</p>  <p>リアルタイムで道路状況を確認し、予定やルートの変更を促す</p>		

■関係機関に速やかな周知

運送事業者・荷主

団体に協力依頼

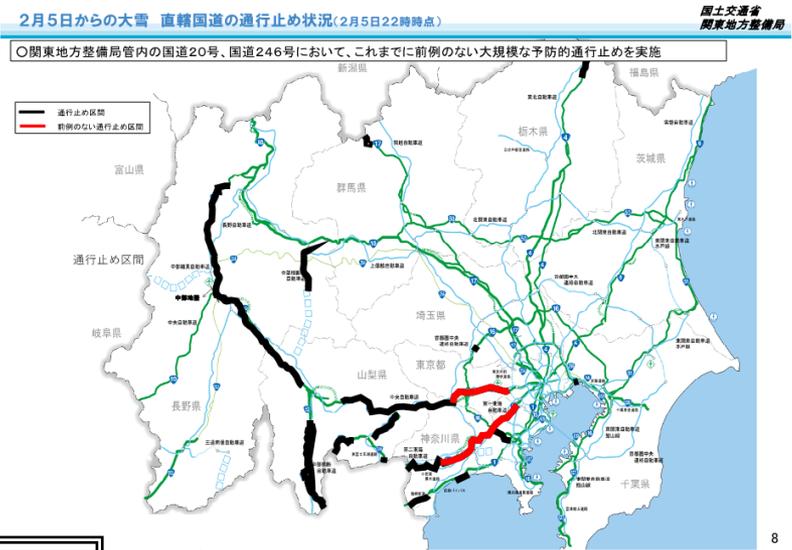



※運送事業者や荷主団体（経団連や日商など）、関係省庁等により構成され、主に自動車局貨物課が運営する会議体

(4) 主な施策の実施状況等 ②幹線道路の交通確保

③予防的な通行止めの実施(高速道路と並行する国道の同時通行止め)

・ 令和6年2月5日～6日にかけて、関東甲信地方の広い範囲で大雪となったことから、首都圏の多くの高速道路や国道20号及び国道246号において、これまでに前例のない大規模な予防的な通行止めを行い、高速会社と国が連携して集中的に除雪を実施。



経緯 (国道20号及び国道246号関係)

- 令和6年2月4日(日) 19:00 大雪に伴う道路交通等に関する合同記者会見
- 令和6年2月5日(月) 12:00 東名高速(東京IC～清水JCT)、中央道(高井戸IC～岡谷JCT)、首都高速(3号渋谷線、4号新宿線等)等で大雪に伴う予防的な通行止め
- 12:35 国道246号(籠場インター交差点～富沢南交差点(上下))予防的な通行止め開始
- 14:00 国道20号(上高井戸一丁目交差点～高尾山IC入口交差点(下り))予防的な通行止め開始
その後、順次通行止め実施
- 令和6年2月6日(火) 3:30 国道246号全ての区間の通行止め解除
- 6:00 国道20号全ての区間の通行止め解除
- 13:00 東名高速全ての区間の通行止め解除
- 令和6年2月7日(水) 7:00 中央道全ての区間の通行止め解除
- 16:30 首都高速全ての区間の通行止め解除

【図】「首都圏における冬季道路関係者会議」記者発表(R6.3.7) 首都圏における大雪時の対応策について(抜粋)

(4) 主な施策の実施状況等 ③除排雪の担い手（建設業等）の確保

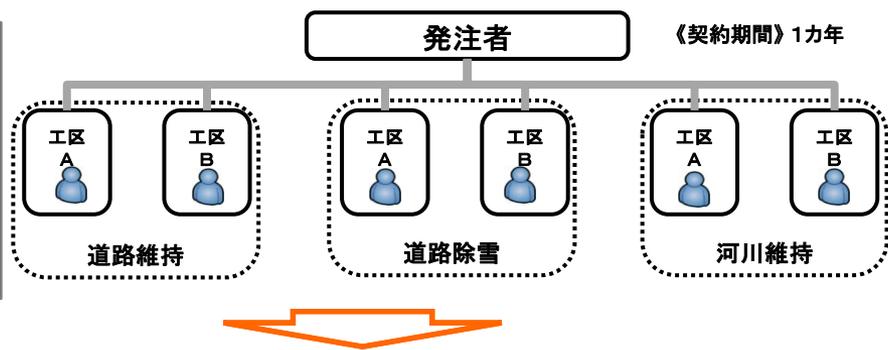
・ 除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合に、地域維持型契約方式を適切に活用するよう、国から地方公共団体に要請。

地域維持型契約方式の概要

地域の社会資本の維持管理(災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど)について、**包括的な事業の契約単位(工種・工区・工期)**や**地域企業による包括的な体制**で実施する方式

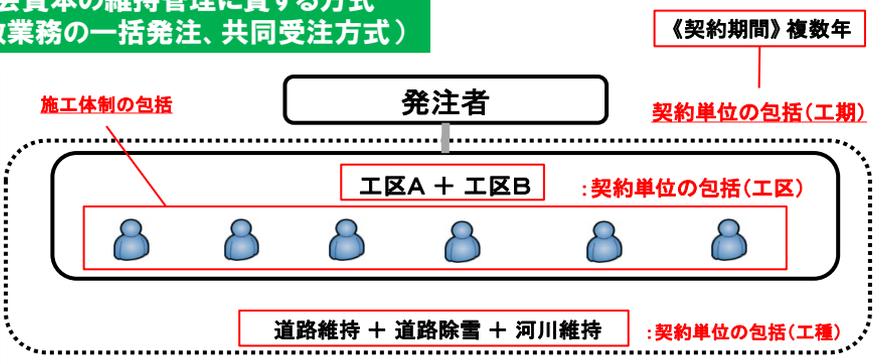
従来の方式(業務・工事を個別に発注)

- 以下のような課題も…
- ロットが小さく、施工が非効率
 - 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
 - オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難



地域における社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約・複数業務の一括発注、共同受注方式)

- 期待される効果…
- ロットの大型化により、施工効率率が向上
 - 監理技術者の専任要件が緩和(地域維持型JVの場合)
 - 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保



◆ 地域維持型契約方式の活用範囲の拡大 (H26適正化指針改正)

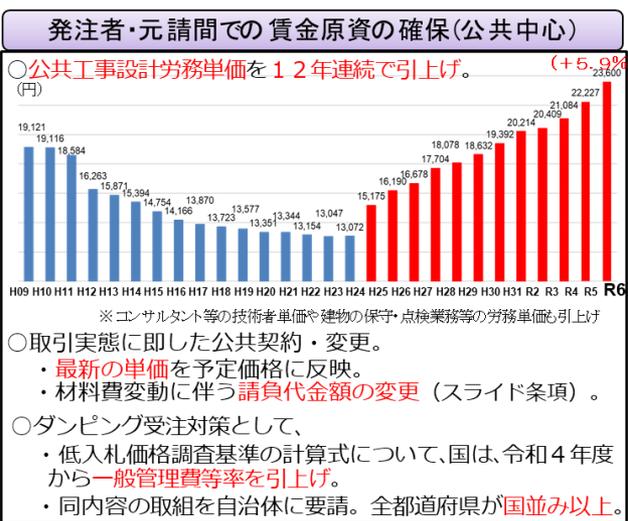
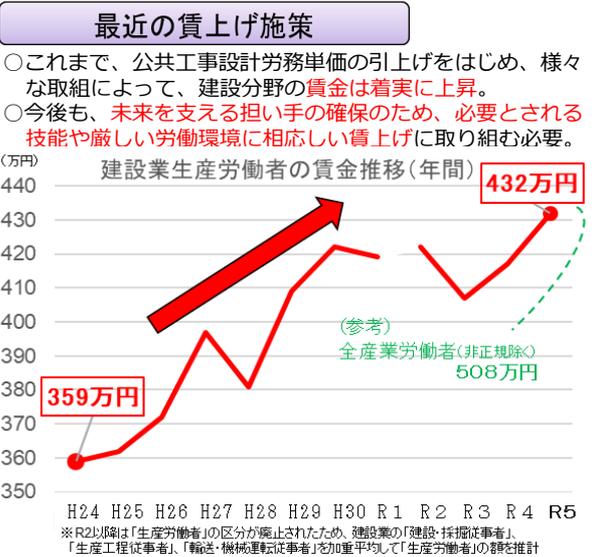
	適用要件	地域の社会資本の維持管理の実施主体
H23	「担い手の確保が困難となるおそれがある場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JVなど)
H26	「担い手の 安定的な確保を図る必要がある 場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JV、 事業協同組合 など)

(参考) 地域維持型契約方式(工事)の導入状況(H31年度からは活用状況)
 H25年度 H27年度 H29年度 H31年度 R3年度 R5年度
 16道府県→19道府県→21道府県→24道府県→23道府県→24道府県

※このうち、地域精通度の高い建設業者が実施主体となる方式を地域維持型契約方式と呼ぶ。

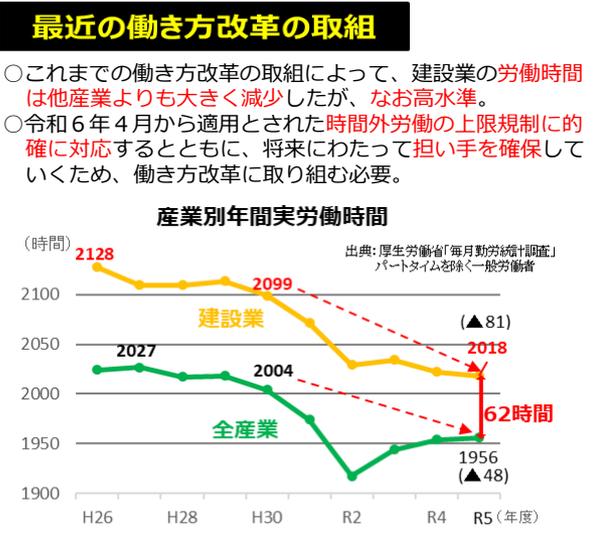
(4) 主な施策の実施状況等 ③除排雪の担い手（建設業等）の確保

- 建設業の担い手確保に向けては、処遇改善や働き方改革をより一層進めることが重要
- 技能労働者の賃金が、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい水準に引き上がるよう取り組むとともに、働き方改革を進めるため、週休2日の確保や適正な工期設定等を推進



労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで申合せ（R6.3）
 - 技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。
 
- 公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。
 - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 建設Gメンが1.2万社を対象に元下間の取引を調査（毎年度）（※R6年度：3万社）
 - 加えて、約190件の受発注者間及び元下間の取引を実地調査（令和5年度）
 - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



建設業向けリーフレット（厚生労働省）
動画：はたらきかたのススメ特設サイト

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

〔直轄〕令和5年度は原則すべての工事で実施
〔都道府県〕令和6年度から原則100%を目指す
〔市町村〕国と都道府県が連携して導入拡大を働きかけ

3. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「工期に関する基準」を策定（R6.3改定）
 - 改定の主な内容
 - 注文者は、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力
 - 自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。
 - 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」ことを申合せ
 
- 建設Gメンが実地調査し、是正指導

4. 生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- 直轄工事における工事関係書類の簡素化

施工時期の平準化

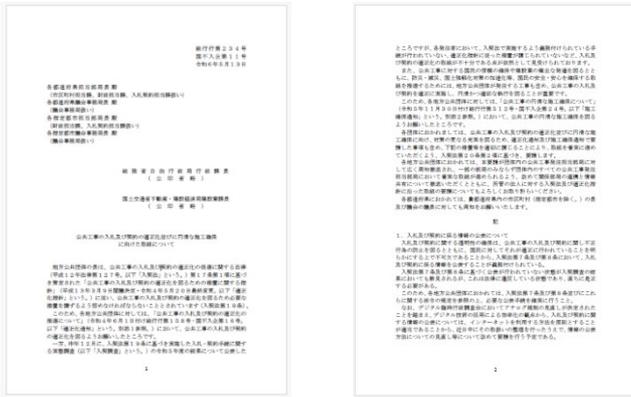
- 平準化に向けた取組状況の「見える化」、取組の推進についての地方公共団体への要請等を実施

(4) 主な施策の実施状況等 ③除排雪の担い手（建設業等）の確保

(最近の取組)

- R6. 5月 各公共発注者に対し、入契法に基づき、**除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上**について要請
- R6. 6月 第三次・担い手3法成立（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）
- R6. 12月 第三次・担い手3法を踏まえた品確法基本方針の改正において、**持続的な除雪体制の確保**を明記

公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について（R6.5.13付要請）



3. 適正な価格による契約等について

(4) 除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上について

(略) 地域維持事業(※)に係る経費の積算において事業の実施に要する経費を適切に計上するよう要請してきたところであるが、引き続き、**地域維持事業の担い手の実情を把握しつつ、担い手となる企業が適正な利潤を確保できるよう必要な経費を計上すること。**

(※)災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど社会資本等の維持管理のために必要な工事

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の改正（R6.12.13閣議決定） ※第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

1. 品確法改正への対応

- ・担い手確保（処遇改善・働き方改革等）
- ・地域建設業等の維持
- ・生産性向上
- ・公共工事等の発注体制強化

2. 建設業法等改正への対応

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備
- ・技能労働者の処遇改善
- ・ICT活用推進
- ・発注関係事務におけるICT活用

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定(※)
- ・工期設定における猛暑日の考慮(※)
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備(快適トイレ等)
- ・**持続的な除雪体制の確保** (※)R6.3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

(略) 公共工事の目的物の維持管理として行われる除雪事業では、**気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があることから、持続的な除雪体制を確保するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する経費を適切に計上するよう努めるものとする。**

(4) 主な施策の実施状況等 ④雪に強い居住環境の形成

①克雪住宅の普及の促進

・国土交通省では、地域の住宅政策の一環として克雪住宅の整備や融雪装置の設置等を推進するため、整備費の一部を助成する事業を実施する地方公共団体に対し、社会資本整備総合交付金等により支援している。

克雪住宅とは

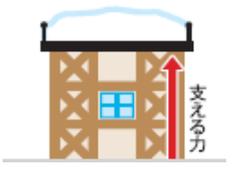
●落雪式(高床落雪式)

- ・屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造を有し、敷地内で雪処理できるもの。
- ・落雪により地上階の生活に支障をきたすため基礎を高くすることが有効。



●耐雪式

- ・構造を強くして積雪に耐えられるようにしたもの。
- ・構造計算等により所定の積雪量に耐えうる強度の構造にした住宅



●融雪式

- ・熱エネルギー(電気、ガス、灯油等)の利用により、屋根雪を溶かすことのできる施設を有するもの。
- ・融雪範囲、方法、熱源等、いくつかの種類がある。



融雪装置の種類

融雪装置には、温水を循環させたパイプなどによる温水融雪、電気ヒーターなどによる電熱融雪、地下水を散水する散水消雪などの種類がある。
しかし、地下水を利用する散水消雪は、地下水の有無等の地域条件に左右されるため、温水融雪・電熱融雪が主流。

著作権の都合により公開できません。

【克雪住宅普及促進事業補助金】(長野県栄村)

- ・概要
村内の住宅の屋根の克雪化に要する費用の一部を補助
- ・対象となる住宅
融雪型【新築、増改築、改修】、自然落雪型【改修のみ】、雪下ろし型【改修のみ】
- ・補助金交付額
融雪型・自然落雪型の場合、対象工事費の1/5とし、それぞれ75万円・60万円を上限(高齢者世帯の場合、対象工事費の1/4、それぞれ90万円・70万円を上限)
雪下ろし型の場合、対象工事費の1/2とし、8万円を上限。

(出典) 新潟県「克雪住宅ガイドブック」より。

(出典)長野県栄村HP

(4) 主な施策の実施状況等 ④雪に強い居住環境の形成

②命綱固定アンカー設置の普及の促進

- ・ 除排雪作業中の死傷事故を防止するため、命綱固定アンカーの設置や安全装備の普及を促進。
- ・ 国土交通省では、地域の住宅政策の一環として命綱固定アンカーを設置する住宅所有者等に対して整備費の一部を助成する地方公共団体に対し、社会資本整備総合交付金等により支援している。

命綱固定アンカー



命綱固定アンカーに命綱を固定して雪下ろしを行う様子

◎命綱固定アンカー

墜落制止用器具（安全帯）を結ぶ命綱の一端を固定するために、住宅の屋根等に堅固に固定された金具等の設備

◎墜落制止用器具（安全帯）

命綱を接続するために体に装着するベルト

◎命綱

登山用ロープ等、丈夫で滑りにくく、結び目がほどけにくい材質のものを使用する。

〔命綱固定アンカーの種類〕



ナデ止め単管式



屋根馬単管式



腕金ワイヤー式

※他にも屋根の材質や構造に応じて様々なタイプがある。

【屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金】（三条市）

住宅などの雪下ろし時の事故を未然に防ぐことを目的として、転落防止のための安全対策設備の設置工事に要する経費の一部を補助。

- ・ 対象となる工事：市内事業者（支店、営業所含む。）が施工する、屋根雪除雪安全対策として住宅等の屋根等に命綱固定アンカーを設置する工事。
- ・ 対象となる住宅：市内にある自己の居住または所有する一戸建ての住宅及び付属建物（延べ面積の1/2以上が住居部分となっている併用住宅を含む）
- ・ 補助金交付額： 補助率 1/2（1棟あたり上限10万円）

（出典）三条市HP

(4) 主な施策の実施状況等 ⑤共助による除排雪体制の整備

①豪雪地帯安全確保緊急対策交付金による支援(国土交通省)

- 国土交通省では、豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体(道府県・市町村)を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により支援している。

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の対象事業(令和3年創設)

※下線部分につき令和6年度補正で拡充

- **地域安全克雪方針策定事業**(補助率10/10) ※事業実施主体は市町村
自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。(関係機関との事前調整を含む)
- **安全克雪事業**(補助率1/2) ※事業実施主体は道府県・市町村
地域の除排雪体制整備や安全対策の普及など方針策定に並行して行う試行的な取組及び、方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組(方針策定後3年以内)に対して支援を行う。

<試行的な取組の例>

- ・地域の除排雪の体制づくり(除排雪体制の構築、除排雪のための装備・資機材の購入等)
- ・要援護世帯等における除排雪の支援(要援護世帯等への屋根雪下ろし・間口除雪支援等)
- ・所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり
- ・安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成(移住間もない世帯への支援を含む)
- ・克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入

<実装化の取組の例>

- ・地域の除排雪体制の定着(地域間の連携体制の構築、除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透、除排雪業務の効率化等) 等



雪下ろし実技講習

交付金活用自治体数

累計活用自治体数：43自治体(うち、道府県：2、市町村：41)豪雪地帯の532市町村のうち、約7%(41市町村)が活用。

〔令和3年度着手：2自治体 令和4年度着手：27自治体 令和5年度着手：9自治体 令和6年度着手：5自治体〕

(4) 主な施策の実施状況等 ⑤共助による除排雪体制の整備

②豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した取組事例

[下線部は交付金を活用した内容]

①地域住民と民間事業者が協力・連携した除排雪活動を支援する取組（岩手県北上市）

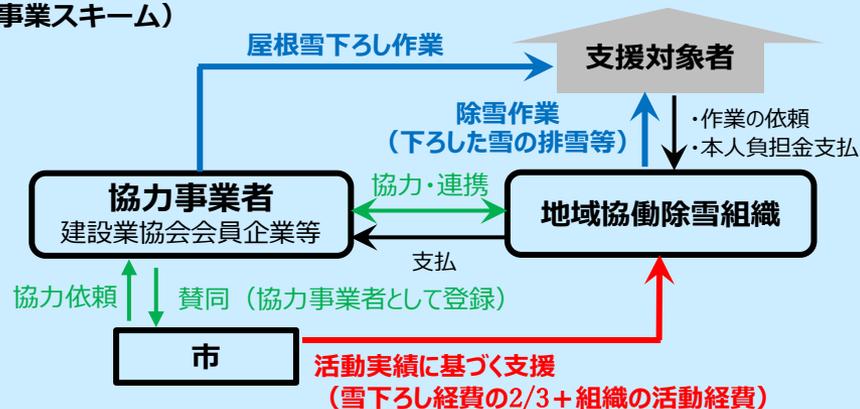
【事業の概要】

- 対象地域（和賀地区）に居住する除雪困難世帯への除排雪作業を行う地域協働除雪組織に対して、市が活動費を補助する。（1戸当たりの本人負担費用は雪下ろし経費の1/3）

【事業のポイント】

- 市と建設業協会等（協力事業者）が連携・協力し、屋根雪下ろし作業が可能な事業者（協力事業者）を集め、屋根雪下ろし業者の確保を図る。
- 除排雪のプロである協力事業者が屋根雪下ろし作業を行い、地域住民からなる地域協働除雪組織がその他の除排雪作業を実施する。（役割分担による安全な屋根雪下ろし環境の確保）

（事業スキーム）



②高齢者世帯等の雪下ろしへの助成と並行して行う担い手の確保・充実を図る取組（福井県大野市）

【事業の概要】

- 高齢者世帯などの除雪作業が困難な世帯に対して、市の登録リストにある事業者等へ屋根雪下ろし等の除排雪作業を委託した際に、その費用に利用できるチケット(5,000円×3枚) 配布する。
- 上記とは別に、市が要援護世帯の屋根雪下ろし等を行う自治会に対して活動費（保険料や燃料費、機材のリース料等）を補助する。（定額20千円/自治会）

【事業のポイント】

- 市が屋根雪下ろし作業が可能な「雪下ろし作業者名簿※」を作成。
- チケット利用を名簿登録者に限定することで、登録者の増加と担い手の情報の把握が可能となる。（豪雪災害などの緊急時の対応にも活用可能となる。）

※名簿には、事業者だけでなく自治会や個人も登録可能。



地域ぐるみの活動



屋根雪下ろし作業の実施

(4) 主な施策の実施状況等 ⑤共助による除排雪体制の整備

[下線部は交付金を活用した内容]

②豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した取組事例

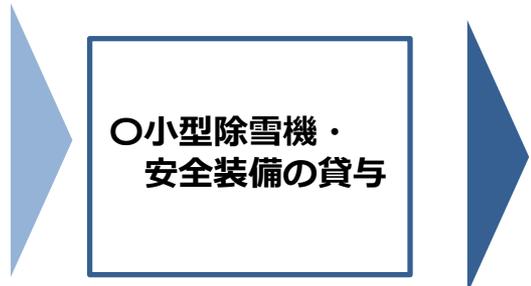
③地域の共助による除排雪の体制づくりを推進する取組 (新潟県村上市)

◆ 専門家による共助組織の立ち上げに関する講習会 (体制づくりの手法、実施プランの作成等) を開催する。また、除排雪の正しい知識を習得するための安全対策講習会 (対策の必要性、小型除雪機の使用法に関する実技等) を開催する。各講習会を受講した自治会等に対して、市が購入した小型除雪機や安全装備等を貸与することで、地域の共助による除排雪体制づくりとその強化を図る。



小型除雪機の購入・貸与

- ① **共助組織の立ち上げに関する講習会**
 - ・ 共助除排雪体制づくりの手法
 - ・ 実施プランの作成 等
- ② **安全対策講習会**
 - ・ 安全対策の必要性
 - ・ 小型除雪機の使用法に関する実技 等



○ **小型除雪機・安全装備の貸与**

共助による除排雪体制の構築

④安全な除排雪作業を啓発する取組 (山形県飯豊町) いいまち

◆ 除排雪の安全対策に関する専門家「克雪体制づくりアドバイザー」*を講師に迎え、安全講習会 (安全装備の正しい装着方法やはしごの転倒対策、小型除雪機械の使用法等に関する座学・実技講習) を開催し、安全な除排雪作業の浸透と作業者の能力の向上を図る。



*国の負担でアドバイザーを派遣する制度

⑤命綱固定アンカー設置の促進を図る取組 (新潟県上越市)

◆ 命綱固定アンカーそのものや必要性を知ってもらい、設置を促進するためのCMを制作し、地元ケーブルテレビや公共施設等にあるデジタルサイネージで放映することで周知を図る。



アンカー設置PRのCM映像の一部

◆ 命綱固定アンカー設置住の促進を図るため、新たにアンカーを設置した住宅の所有者が事業者等に屋根雪除雪作業を依頼した場合、その費用の一部を補助することで、設置住宅の促進を図る。

(4) 主な施策の実施状況等 ⑤共助による除排雪体制の整備

③豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の拡充について

- 地方公共団体からの強い要望等を踏まえ、**令和6年度に「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」を拡充。**

具体的な拡充内容

1. 地域の除排雪体制を定着するための取組

- 除排雪における地域間の連携体制の構築や除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透など、**自立的で実効性のある地域の除排雪体制を定着させるための取組を支援対象**として拡充 ※事業期間は方針策定を含め最大6年間

2. 高齢者世帯等における除排雪の支援

- 屋根雪下ろし時の転落等による死傷事故リスクの高い除排雪に加え、**要援護世帯の生活空間確保のための除排雪（間口除雪等）も支援対象**である旨を明確化



間口除雪の様子

3. 地域住民との合意形成

- 事業実施に向けた地域住民等との合意形成を図るための**事前調整に要する経費も支援対象**である旨を明確化

(4) 主な施策の実施状況等 ⑥克雪に関する技術の開発及び普及

①道路除排雪に係る技術の開発及び普及

IT技術・新技術による除雪作業の高度化

- ・ 自動制御可能な除雪機械の実動配備を推進。
- ・ カメラ画像を活用したAIによる交通障害の自動検知の導入を推進している。

■除雪作業の自動化

3次元点群データの活用
目的：担い手不足解消
①熟練技術の継承
②2名体制→1名(助手の削減)

マシンガイダンス

準天頂衛星 (位置情報)

作業装置の自動化

※ハンドル、ブレーキ、アクセルの自動制御は行わない。
※周辺安全確認技術との併用で助手削減



除雪トラックによる除雪作業の自動化イメージ

【フロントブラウ】
上下・進行角可変

【サイドシャッタ】
開閉

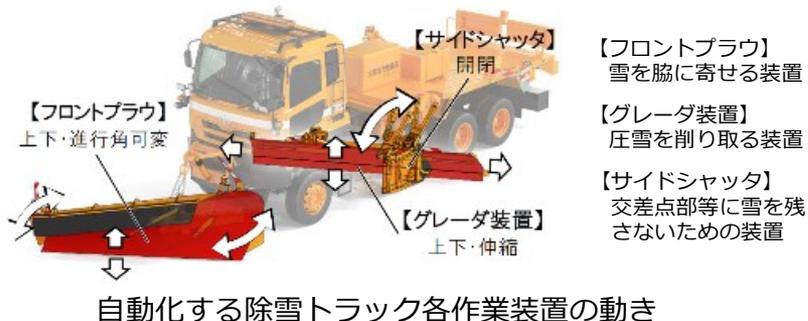
【グレーダ装置】
上下・伸縮

【フロントブラウ】
雪を脇に寄せる装置

【グレーダ装置】
圧雪を削り取る装置

【サイドシャッタ】
交差点部等に雪を残さないための装置

自動化する除雪トラック各作業装置の動き



■AIによる交通障害の自動検知

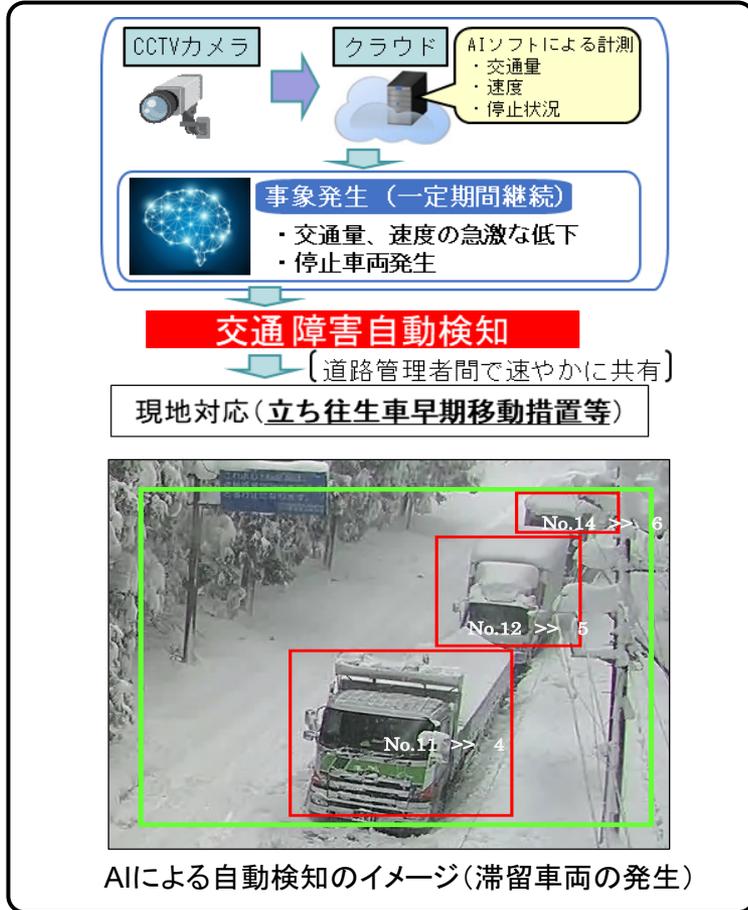
CCTVカメラ → クラウド → AIソフトによる計測
・ 交通量
・ 速度
・ 停止状況

事象発生 (一定期間継続)
・ 交通量、速度の急激な低下
・ 停止車両発生

交通障害自動検知
〔道路管理者間で速やかに共有〕

現地対応 (立ち往生車早期移動措置等)

AIによる自動検知のイメージ(滞留車両の発生)



②自治体における技術の開発及び普及

管理システムの導入事例(青森県むつ市)

- 除排雪に係る人員不足が進む中で、効率的な除排雪作業や関係業務を遂行できる体制の構築のため、除排雪の管理システムを導入。

【除排雪業務の課題】

- 除排雪業務に係る市職員・除雪業者の人員が不足。

【除排雪管理システムの概要】

- 除雪車にGPS端末を搭載し、位置情報等の除雪作業データを取得。
- 地図上で除雪作業状況を「見える化」し、HPで公開。
- 除雪作業データから稼働日報の自動作成や作業費用を算出。

【システム導入後の効果】

- 除雪車の稼働軌跡の「見える化」により除排雪作業が効率化。作業漏れなどのヒューマンエラーも削減。
- 市と業者で作業状況を地図上で確認できることから、市民からの問い合わせ等へ迅速に対応。
- 稼働日報の作成・確認などの煩雑な事務作業を大幅に削減。



市・除排雪業者の双方の除排雪業務の改善・適正化が図られ、人手不足に対応した除排雪体制を構築。

②自治体における技術の開発及び普及

開発中の除排雪関連技術の例(青森県弘前市)

●ドローンによる融雪剤散布による屋根雪の消雪実験

著作権の都合により公開できません。

(4) 主な施策の実施状況等 ⑦親雪及び利雪による個性豊かな地域づくり

①親雪をテーマとした交流活動

- 雪国の特性を活かした多様な交流を推進するため、豪雪地帯の自治体では雪に親しむことをテーマとした様々な交流活動が行われている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に活動は低減したものの、徐々に回復しつつある。

【自治体が主催する雪に関する交流活動の実施状況】

道府県名	名称	内容
①北海道	北海道インクルーシブパーク	身近な場所で冬のスポーツを楽しむことのできる環境づくりと障がい者と障がいのない人とが交流できる屋外スポーツイベントとして、冬期パラスポーツ体験会を実施。
②秋田県	冬季ふるさと祭り	子ども達に雪山を使ったすべり台や、雪だるまづくり、そり遊びなど、冬のいろいろな伝統的な遊びの場を提供し、楽しんでもらいながら、子どもと親が準備から一緒に関われるイベントを開催。
③福島県	沖縄交流プログラム推進事業	県内の小学生(2名)を雪だるま親善大使として沖縄県の小学校に派遣し、沖縄県の子供たちに雪だるまをプレゼントして交流を図る活動を実施。
④新潟県	魚沼国際雪合戦大会	雪合戦発祥の地とされる魚沼市で1989年から開催されており、毎年全国各地から参加者が集まり、大人から子どもまで楽しめるイベント。
⑤石川県	いしかわ子ども自然学校ウィンターチャレンジ	雪遊び体験や伝統行事など冬の季節の特徴を活かした自然体験活動を実施。

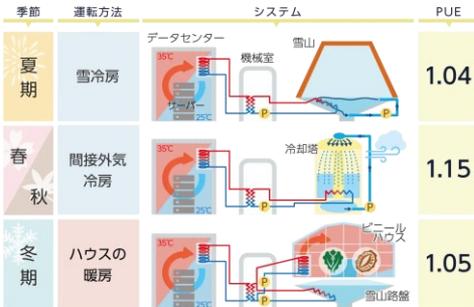
著作権の都合により公開できません。

(4) 主な施策の実施状況等 ⑦親雪及び利雪による個性豊かな地域づくり

②雪冷熱エネルギー施設の設置例

ホワイトデータセンター（北海道美唄市）

- 安価で広大な工業用地（空知工業団地）を活用し、除雪の冷熱と再生可能エネルギー（再エネ）を利用することでCO2排出量ゼロを実現したホワイトデータセンター（WDC）を建設。商業利用に耐えうるコストパフォーマンスを実現。



- サーバーの冷却に使用する雪山は美唄市の公共除雪排雪を受け入れることによって作られている。
- 冬季には、サーバーの廃熱を食料生産棟に供給することにより、15度から20度に維持された室内で野菜や魚介類の養殖を行っている。

雪室貯蔵庫（新潟県津南町）

- 豪雪地の利を生かした雪室貯蔵により食味を高めた農産品の有利販売を展開。地域内農業所得の増大やブランド化を推進。
- 地場で生産された農産加工品の販売促進を図ると共に、魚沼産コシヒカリなど新潟県特産品の販売拡大に努め、地域の活性化に貢献。
- 3月頃に雪室貯蔵庫への雪入れを行う。その後年間を通して室内は5℃以下、湿度もおよ95%~98%に保たれる。
- 室内の保冷には電気を一切使用しないため、Co2排出量削減に大きく寄与できる。

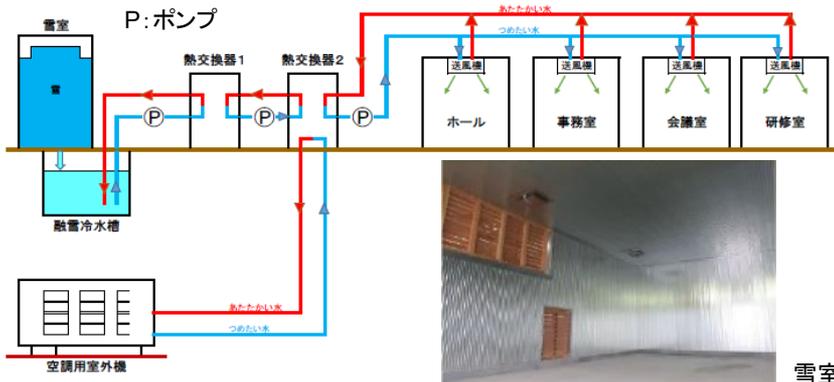


(参考)有限会社大地

【取扱品目例】

地場野菜	人参、馬鈴薯、魚沼産コシヒカリ、他
きのこ	なめこ、まいたけ、ぶなしめじ、他
加工食品	雪下人参ジュース、地元素材による農産加工品、他
農業資材	有機肥料、きのこ生産資材、他

岩手中部クリーンセンター（岩手県北上市）



雪室

- 岩手県中部の広域ごみ処理施設である岩手中部クリーンセンターでは、雪と共存し活用することで省エネルギーにつながる取組として、夏期空調・保冷設備（雪室）による利雪システムを採用し建物冷房を実施。
- 冬期に施設敷地内の雪を雪室に入れて保管し、融雪水を建物空調設備の熱交換器の冷却水として使用。夏場の冷房に使用する電気を削減。

